

「成田市優良建設工事表彰要領」新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">成田市優良建設工事表彰要領</p> <p>第1～2条 略 (基準)</p> <p>第3条 優良建設工事表彰の基準は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)工事成績評定書による評定点が80点以上であり、かつ、他の工事においても65点以上であること。</p> <p>(2)建設現場において安全管理が十分に確保されており、地元住民との間に問題を起こしていないこと。</p> <p>(3)表彰対象年度及び表彰式当日までの期間に、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による監督処分及び成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(新規)</p>	<p style="text-align: center;">成田市建設工事表彰要領</p> <p>第1～2条 略 (基準)</p> <p>第3条 建設工事表彰の基準は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)工事成績評定書による評定点が80点以上の優秀な工事(以下、「優秀工事」という。)であること。または、75点以上の優良な工事(以下、「優良工事」という。)であること。</p> <p>(2)他の工事においても65点以上であること。</p> <p>(3)建設現場において安全管理が十分に確保されており、地元住民との間に問題を起こしていないこと。</p> <p>(4)表彰対象年度及び表彰式当日までの期間に、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による監督処分及び成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(5)契約書、設計図書に基づき誠実に施工され、その施工技術が他の模範と認められた工事発注課の課長が推薦した工事。</p> <p>(表彰対象の選定)</p> <p>第4条 優秀工事を表彰の対象とする。ただし、表彰件数の対象が表1の件数に満たない場合は、表1の表彰件数を上限として優良工事から対象を選定するものとする。なお、表彰対象となる優良工事が同等の成績で複数となり、表1の件数を超える場合は、表1の件数に限らず表彰の対象とする。</p>

第4条～第13条 省略

表1

対象業種	表彰件数
土木一式工事	4
建築一式工事	1
電気設備工事部門	1
機械設備工事部門	1
その他工事部門	1

第5条～第14条 省略

附 則

この要領は、令和9年4月1日から施行し、令和8年度の完成工事から適用する。